

弊社社内分社化（平成 30 年 4 月）に伴う電気工事申込受付窓口の変更等について

平素は弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、平成 28 年 4 月 1 日より電力の小売全面自由化が開始され、平成 32 年 4 月までの送配電部門の法的分離が義務付けられています。

これを受け、弊社では、平成 30 年 4 月から送配電事業を社内分社化し「送配電カンパニー」を設置することを平成 29 年 9 月に発表し、現在、体制整備を進めているところですが、電気工事申込の受付窓口につきましても変更することとなりますので、下記の通りご案内いたします。

事情ご賢察のうえ、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電気工事申込受付窓口の変更について

電気工事申込につきましては、現在、各事業所で小売・送配電部門の区分なく受付をしておりますが、社内分社化後は、部門ごとの受付項目を区分し、

- ・お客さまのご契約名義、用途、ご契約メニュー、負荷設備、お支払方法等を確認する「小売受付」は小売部門にて
- ・需要場所の特定、負荷設備換算、受電設備確認等を行う「ネットワーク受付」および内線審査（受付）は送配電カンパニーにて

それぞれ受付する必要があるため、別紙の通り受付窓口を変更いたします。

2. 社内分社化後の現場組織について

現在の 8 支店 15 営業所体制から、以下の通り組織整備を行いますが、所在地の変更はございません。

■現 在

8 支店	徳島・池田・高知・中村・松山・宇和島・新居浜・高松
15 営業所	鴨島・阿南・山田・安芸・須崎・伊予・今治・八幡浜・大洲・西条・四国中央・東かがわ・観音寺・坂出・丸亀



■社内分社化後

小売部門	4 支店	徳島・高知・愛媛・香川
	19 営業所	鴨島・阿南・池田・山田・安芸・中村・須崎・伊予・今治・宇和島・八幡浜・大洲・新居浜・西条・四国中央・東かがわ・観音寺・坂出・丸亀
送配電カンパニー	8 支社	徳島・池田・高知・中村・松山・宇和島・新居浜・高松
	15 事業所	鴨島・阿南・山田・安芸・須崎・伊予・今治・八幡浜・大洲・西条・四国中央・東かがわ・観音寺・坂出・丸亀

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社事業所（契約受付担当）までお問い合わせください。

[徳島] 0120-564-552 [高知] 0120-410-430

[愛媛] 0120-410-452 [香川] 0120-410-761

※電話受付時間：平日（月～金）8：40～17：20 [祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます]

弊社社内分社化（平成 30 年 4 月）に伴う電気工事申込受付窓口の変更について

■低圧申込み ※1

	現 在		平成 30 年 4 月～		
	契約受付 (営業)	内線審査 (受付) (配電)	小売部門 小売受付 ※2 (営業)	送配電カンパニー ネットワーク受付 ※3 (営業)	
インターネット申込 来店・FAX申込	管轄する支店・営業所・地域お客さまセンター		各支店（4 箇所）の 小売契約受付担当個所 ※4 管轄する支店・営業所・ 地域お客さまセンター ※5	管轄する支社・事業所・地域お客さまセンター	

■高圧申込み ※1

	現 在		平成 30 年 4 月～		
	契約受付 (営業)	内線審査 (受付) (配電)	小売部門 小売受付 ※2 (営業)	送配電カンパニー ネットワーク受付 ※3 (営業)	
来店申込のみ	管轄する支店・営業所		管轄する支店・営業所	管轄する支社・事業所	

■再生可能エネルギー発電設備（FIT対象分）（以下、「再エネ」という）の連系申込み ※6

	現 在		平成 30 年 4 月～	
	契約受付 (営業)	内線審査 (受付) (配電)	ネットワーク受付 (営業)	内線審査 (受付) (配電)
来店申込のみ	管轄する支店・営業所・地域お客さまセンター		管轄する支社・事業所・地域お客さまセンター ※7	

○ 平成 30 年 4 月以降は、小売受付、ネットワーク受付、内線審査（受付）の順（再エネ連系申込みの場合は、ネットワーク受付、内線審査（受付）の順）に受付を実施いたします。

- ※ 1 : 電気をお使いのお客さまが四国電力との小売契約を希望される場合。
- ※ 2 : ご契約名義、用途、ご契約メニュー、負荷設備、お支払方法等の小売項目の確認。
- ※ 3 : 需要場所の特定、負荷設備換算、受電設備確認等のネットワーク項目の確認。
- ※ 4 : 平成 30 年 4 月以降のインターネット申込みは、各支店（徳島、高知、愛媛、香川）営業提案センターの小売契約受付担当個所にて各県下分の小売受付を実施。
- ※ 5 : 地域お客さまセンター（以下、地域C）は送配電カンパニー組織となりますが、地域C管轄の低圧申込みに限り、同地域Cにて小売受付を実施。
- ※ 6 : 平成 29 年 3 月 31 日以前に成立している四国電力との特定契約（小売電気事業者による買取）分の増減設申込みも対象。
PCS等の負荷設備への供給申込みについては、上記の「低圧申込み」「高圧申込み」とおり。
- ※ 7 : 地域Cでは低圧連系分のみ受付を実施。但し、一部の地域Cでは低圧連系分であっても、上級事業所、支社にて受付を実施していることから、実際のお申込み時には、事前にお問い合わせをお願いいたします。なお、高圧連系分は全て上級事業所、支社にて受付を実施しております。